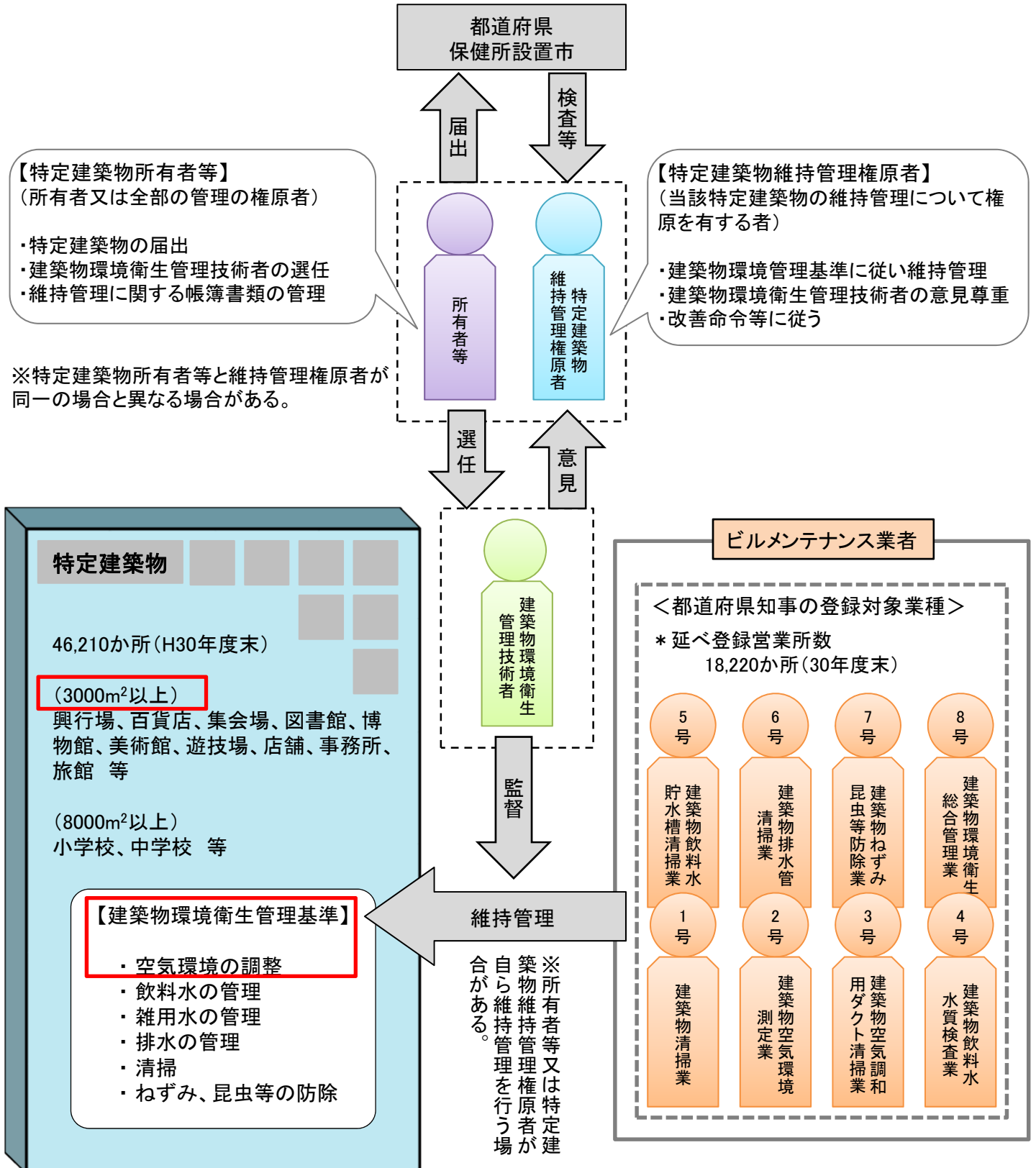


建築物衛生行政の 最近の動向等について

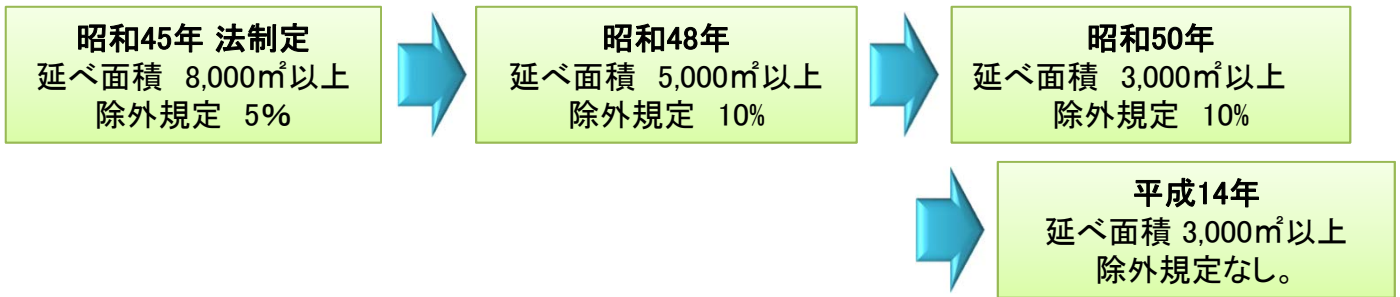
建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的(第1条)

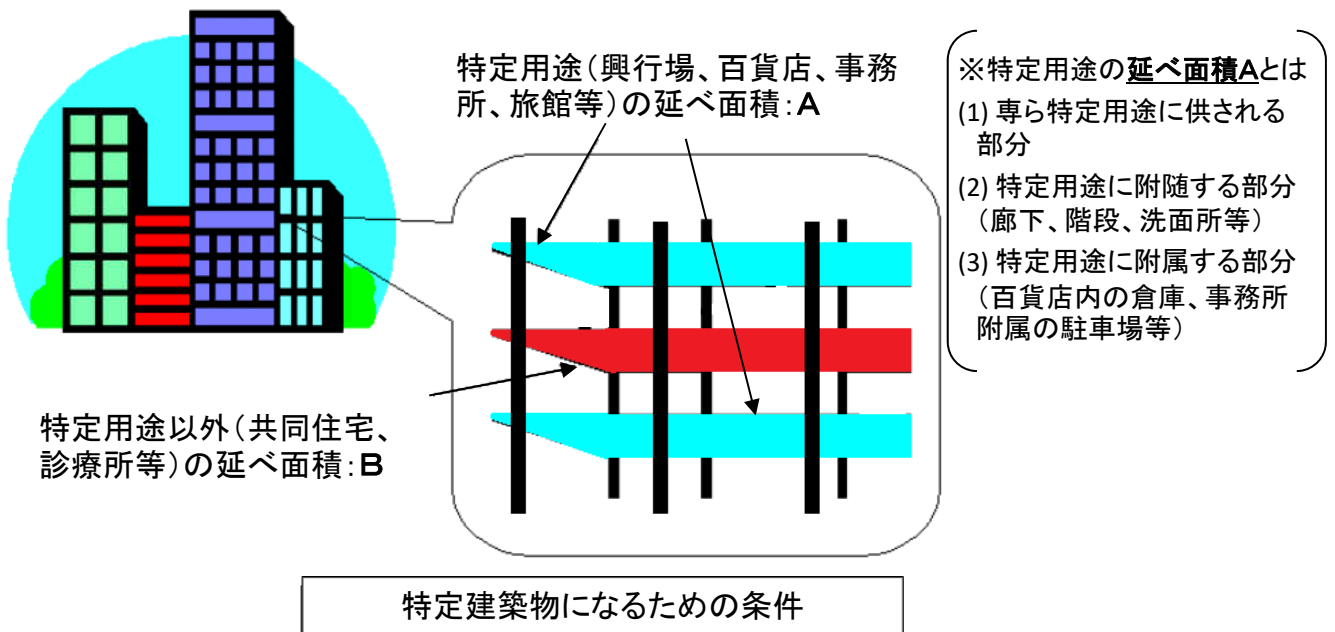
「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



現在までの特定建築物の適用範囲の拡大について



※学校教育法第1条に規定される学校等は、延べ面積は8,000㎡以上



従前(S50年改正以降)	現行(H14年改正以降)
(1)建築基準法にいう建築物であること (2) $A \geq 3,000\text{m}^2$ (学校の場合は $8,000\text{m}^2$) (3) $B/A \times 100 \leq 10\%$	(1)建築基準法にいう建築物であること (2) $A \geq 3,000\text{m}^2$ (学校の場合は $8,000\text{m}^2$) (3)$B/A \times 100 \leq 10\%$

○中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究 (2017年度～2019年度)

(研究目的)

建築物衛生法が適用されない中小建築物の中でも2000～3000㎡の中規模建築物における室内環境及び空気衛生環境を中心に、給排水の管理、清掃、ねずみ等の防除といった、建築物衛生法の環境衛生管理基準項目に係る要素の実態と、建築物利用者の健康状況を調査し、特定建築物の適用範囲拡大も含めた適切な衛生管理方策の検討に必要な科学的根拠を明らかにすることを目的とする。

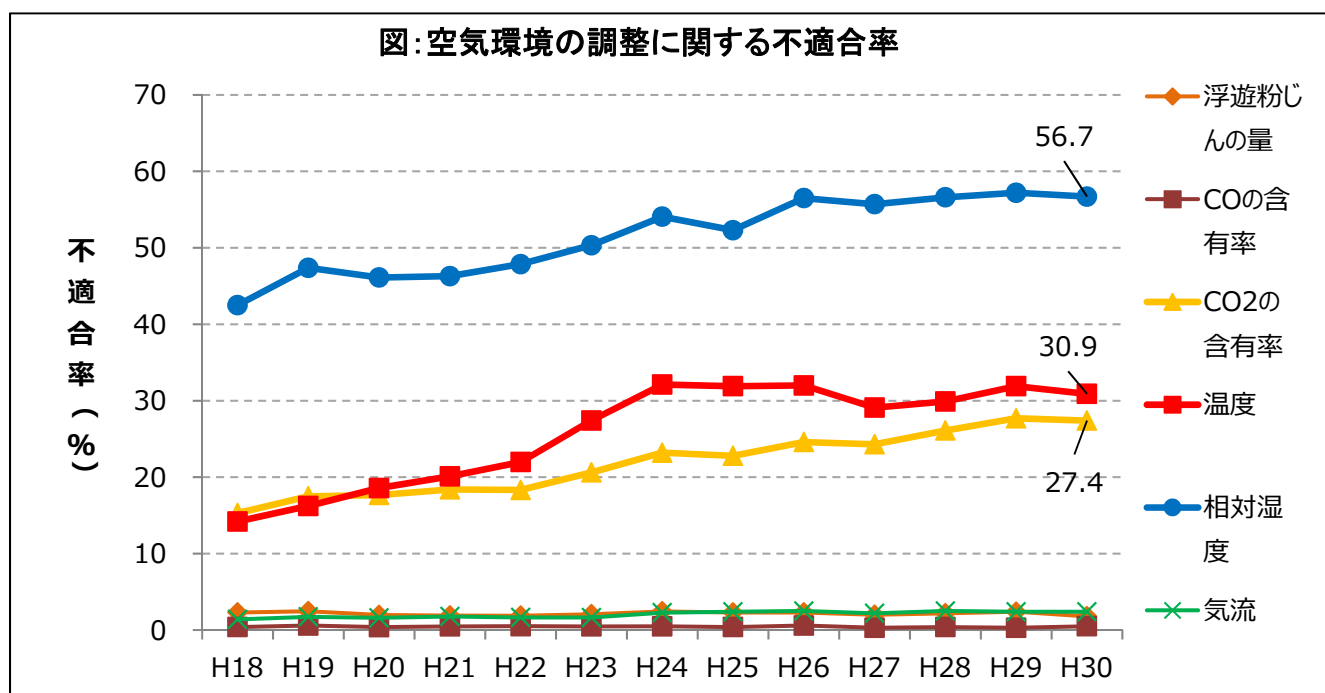
建築物環境衛生管理基準について

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第4条第2項

環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

現在の空気環境の調整に関する基準	
項目	基準
1 浮遊粉じんの量	空気1m ³ につき0.15mg以下
2 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(10ppm以下)
3 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(1000ppm以下)
4 温度	① 17度以上28度以下 ② 居室における温度を外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと
5 相対湿度	40%以上70%以下
6 気流	1秒間につき0.5m以下
7 ホルムアルデヒドの量	空気1m ³ につき0.1mg以下



○建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究(2017年度～2019年度)

(研究目的)

本研究は、空気環境衛生基準、衛生管理体制、新しい健康リスク等に関する提案に基づいて、環境衛生管理基準不適合率の上昇が顕著である空気環境を中心に4つの研究を行い、建築物衛生環境の効果的向上を図るための基準改正に資する科学的根拠を示す。